

意見募集の結果について（「沖縄県廃棄物処理計画（第六期）（素案）」へのご意見とご意見に対する考え方）

【募集期間】 令和8年1月8日（木）から令和8年2月9日（月）まで

【募集方法】 郵便、FAX、電子メール、直接持参

【ご意見の数】 延べ5件（2人）

No	該当箇所 (頁)	該当箇所 (行)	素案（現行）	ご意見	ご意見に対する考え方
1	2-27	12-14 行	最終処分場については、減量化や再資源化の推進により最終処分量の削減を図りつつ、循環型社会を支える基盤施設として、現施設の延命化や計画的整備などにより、引き続き、処理体制を確保していく必要があります。	【修正（削除）】 「最終処分場については、減量化や再資源化の推進により最終処分量の削減を図りつつ、循環型社会を支える基盤施設として、現施設の延命化や計画的整備などにより、引き続き、処理体制を確保していく必要があります。」とあるが、市町村には最終処分場の整備を行う法律上の義務はないので、削除すること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項において、市町村は「一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」と努力義務が定められております。沖縄県廃棄物処理計画においては、法律で定める義務又は努力義務も含め、廃棄物の適正処理に必要と考えられることを記載する必要があることから、ご意見の箇所については、原文のままとします。
2	5-5	3行	表 5.5 ごみ処理広域化・集約化 焼却施設の広域化・集約化 焼却施設以外の広域化・集約化 ・資源化・粗大ごみ処理施設 ・最終処分場 ・し尿処理施設	【修正（削除）】 基本方針5の施設 の焼却施設以外の広域化・集約化の欄に「最終処分場」が含まれているが、市町村には最終処分場の整備を行う法律上の義務はないので、削除すること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項において、市町村は「一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」と努力義務が定められております。沖縄県廃棄物処理計画においては、法律で定める義務又は努力義務も含め、廃棄物の適正処理に必要と考えられることを記載する必要があることから、ご意見の箇所については、原文のままとします。
3	6-1	8-10 行	市町村は、第六期計画の考え方や目標に即した一般廃棄物処理計画(10～15年の長期計画：一般廃棄物処理基本計画、及び基本計画に基づく各年度計画、及び基本計画に基づく各年度計画：一般廃棄物処理実施計画)を策定するとともに、	【修正（削除）】 「市町村は、第六期計画の考え方や目標に即した一般廃棄物処理計画(10～15年の長期計画：一般廃棄物処理基本計画、及び基本計画に基づく各年度計画：一般廃棄物処理実施計画)を策定するとともに、」とあるが、市町村には都道府県が定めている廃棄物処理計画における都道府県の考え方や目標に即して一般廃棄物処理計画を策定する法律上の義務はないので、削除すること。	ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月 環境省）において、「一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。」とされております。 ご意見を踏まえ、「市町村は、第六期計画の考え方や目標を踏まえた一般廃棄物処理計画（10～15年の・・・）を策定するとともに、」に修正しました。

No	該当箇所 (頁)	該当箇所 (行)	素案（現行）	ご意見	ご意見に対する考え方
4	4-18	10-11 行	<p>4.3.3 事業者の役割 (1) ~ (2)中略 (3) 適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中略 ・廃棄物・リサイクル関連法令を遵守するとともに、市町村や県など行政が実施する廃棄物に関する施策に協力します。 	<p>【意見（提案）】 当団体は、沖縄県本島の海岸において、毎週日曜日にビーチクリーン活動を行っている市民団体です。</p> <p>意見（提案） 私たちは、各自治体や港湾管理団体の皆様のご協力を得ながら海岸清掃を行っています。回収するごみの中で特に多くを占めているのが、漁網・漁具・船舶部品などの漁業関係廃棄物です。これらの中には、産業廃棄物として適正に処理されず、不法投棄されたものと考えられるものも少なくありません。</p> <p>一方で、こうした漁業関係廃棄物は、必ずしも県内や国内由来のものに限らず、漂流・漂着しているものも多く見受けられます。そのため、国内の漁業者に対する適正処理の指導や周知のみでは、十分な改善につながらない可能性があると感じています。また、発生源や責任の所在を特定することが難しい漂着物については、関係者の間で「自らが回収・処分すべき対象ではない」と認識されやすい側面もあると考えられます。</p> <p>提案・要望 こうした現場での実情を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任の所在を明確にすることが難しい漁業系漂着物について、回収・処理を円滑に進めるための支援の考え方 ・市民団体等が回収した漁業関係漂着物を適正処理につなげるための仕組みについて、事業者の適正処理の視点と併せて、廃棄物処理計画の中で検討・整理していただくことを提案します。 <p>これにより、事業者への適正処理の促進とともに、現場で実際に回収活動を行っている市民団体や地域との連携が進み、海岸環境の保全につながるものと考えます。</p>	<p>No 4 と No 5 については、ご意見の趣旨が類似しているため、併せて回答します。</p> <p>今般、改定を行っている沖縄県廃棄物処理計画は、県内における廃棄物処理に関わる基本方針や削減目標等を定めた総合的計画となっており、海岸漂着物対策については施策の一つとして素案の 5-28 ページに記載しているところです。</p> <p>海岸漂着物対策に係る具体的施策は海岸漂着物処理推進法に基づき策定した「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」の中に県の方針や関係者の役割等を示しており、同計画に基づき関係機関等の協力の下、回収・処理（漁業関係廃棄物を含む）を行っているところですが、海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め国が責任をもって取り組むべき問題であることから、他県と連携して国に対し必要な財源の確保を求めているところです。</p> <p>また、海岸漂着物対策は、ボランティア団体との連携が重要と考えており、毎年、県内で活動している団体等とワーキンググループ会議を設置して連携して発生抑制対策に取り組むとともに様々なご意見をいただいているところです。同会議に新たな参加者を招聘するなどボランティア団体との連携強化を図るとともに、引き続き、市町村等関係機関と連携して海岸漂着物の回収・処理に取り組んでまいります。</p>

No	該当箇所 (頁)	該当箇所 (行)	素案（現行）	ご意見	ご意見に対する考え方
5	4-22	32-36 行	<p>4.3.5 県の役割 (1)～(6)中略 (7)海岸漂着物対策</p> <p>本県では、国内外から多くの海岸漂着物が際限なく繰り返し漂着していることから、海岸漂着物対策に係る県計画を必要に応じて見直しを行うとともに定期的なモニタリングにより海岸漂着物の実態把握を行い、その結果を踏まえ、海岸漂着物の発生抑制対策や地域と連携した処理活動を市町村及びボランティア団体等の関係機関と協働して進めます。</p>	<p>【意見（提案）】 海岸漂着物対策について、現場で継続的に活動してきた市民団体としての実績を踏まえ、回収活動が今後も持続可能となる処理体制や支援のあり方について、検討していただくことを提案します。</p> <p>当団体では、毎週 SNS での呼びかけによって集まってくださる（平均約 30 名）のボランティアの方々とともに、毎週日曜日にビーチクリーン活動を継続して実施しています。活動場所は、特に管理が行き届いておらず、重機の進入も難しい県内各地の海岸が中心であり、こうした場所において年間およそ 15 トン程度の海岸漂着ごみを回収してきました。このような現場での継続的な取り組みの中で、回収後の処理体制について課題を感じる場面が増えています。</p> <p>現在、我々を含め、市民団体や民間団体、地元の方々が自主的に回収した海洋漂着物等について、市町村による運搬・処分を断られる場合が多く（主に、護岸で回収したものと漁業関連漂着物）その際には県の土木事務所に対応をお願いしていますが、処理に係る予算の制約等により、令和 7 年度下期以降、エリアにより護岸で回収された漂着物や漁業系の漂着物について、県の土木事務所でも回収処分の対応が困難となるケースが生じています。</p> <p>背景・考え方 これまでの活動経験から、ビーチクリーンが継続され、海岸がきれいな状態に保たれることで、不法投棄が抑制され、良好な環境が維持されるという好循環が生まれることを実感しています。</p> <p>一方で、回収されたごみの処理が滞り、海岸にごみが残る状況が続くと、そこに新たなごみが捨てられやすくなり、不法投棄が常態化するおそれがあります。また、あまりに漂着物が多い海岸は、散歩をしたり憩いの場として足を運ばなくなり、海岸清掃をしたり、散歩のついでにごみを拾ったりという行為もされなくなります。誰もゴミを拾わなくなり放置された状態になってから環境を回復するには、より多くの労力とコストを要し、市民団体のみならず、市町村や県の関係部局にとっても負担が大きくなると考えられます。</p> <p>提案・要望 これらの実践的な経験を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や団体が回収した海岸漂着ごみについて、行政が連携して最終処分まで支援する仕組みと予算の確保 ・回収予算の不足により、意欲ある市民団体の活動が継続しにくくならないような体制 <p>について、今後の施策検討の中でご配慮いただければと考えます。</p> <p>また、私たちも予算等の配分が見えないことや、行政側の担当者の事情などの理解が進まないことで、コミュニケーションロスが生じ、お互いにストレスになるケースもあると考えます。海外由来の漂着ごみも多い沖縄の特性を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に関わっていて実状を把握している市民民間団体、行政担当者、海岸漂着物に関わる関係者が、それぞれの立場や現場の実情を共有しながら、持続可能な対策を検討するための意見交換の場を設けること <p>についても、前向きにご検討いただければ幸いです。</p>	<p>ご意見に対しては、前記 No 4 と同じ考えでございます。</p>
	5-28	1-13 行	<p>5.5.4 海岸漂着物対策【環境整備課】</p> <p>県内各地の海岸では、国内外からペットボトルや漁具等の廃プラスチック類等のごみが大量に漂着し、自然環境や漁業に多大な影響を及ぼしており、海岸景観の悪化は、観光資源としての価値の低下も招いています。</p> <p>これらの漂着物へ対応するため、県では、「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、海岸漂着物対策の推進に関する基本的事項や多様な主体の役割と連携等について定め、回収処理体制を構築しています。</p> <p>具体的には、回収・運搬・処理に係る費用について国の補助金を活用し、海岸管理者（県）や市町村による回収だけでなく、ボランティアの協力も得ながら、毎年、約 5,000 m³の海岸漂着物を回収するとともに、回収した漂着物については産業廃棄物処理業者への委託処理又は地元市町村によって処理が行われています。</p> <p>海岸漂着物は絶え間なく漂着していることから、引き続き、国の補助金を活用しながら、地元市町村や関係機関と連携を図り、海岸漂着物対策に取り組んでいきます。</p>		